

# ○フレームワーク設計書 新旧対照表

新	旧																																				
<p><b>3-2-3 参照リンク</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>根拠条文への参照リンク</u> 根拠条文への参照リンク設定に利用するパート要素及び設定値は、次の図表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図表 3-2-2 パート要素一覧</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p><b>3-2-3 参照リンク</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>内閣府令タクソミの参照リンク</u> 内閣府令タクソミの根拠条文への参照リンク設定に利用するパート要素及び設定値は、次の図表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図表 3-2-2 パート要素一覧(内閣府令タクソミ)</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>財務諸表本表タクソミの参照リンク</u> 財務諸表本表タクソミの根拠条文への参照リンク設定に利用するパート要素及び設定値は、次の図表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図表 3-2-3 パート要素一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>パート要素</th> <th>設定値</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>Publisher</u></td> <td>規則の制定者</td> <td>参照資料の発行元 ＜例＞財務諸表等規則は、「内閣府」</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>Number</u></td> <td>号</td> <td>設定機関（発行元の配下の機関）の名称及び「号」番号（設定機関の名称のみのケースあり） ＜例＞ ・「金融商品会計に関する実務指針」の場合、「会計制度委員会報告第14号」を設定する。 ・「金融商品会計に関するQ&amp;A」の場合、「会計制度委員会」を設定する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>Name</u></td> <td>規則名称</td> <td>規則の名称 ＜例＞財務諸表等規則</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>IssueDate</u></td> <td>公布日</td> <td>該当する規則が公布された日付。フォーマットは、YYYY-MM-DD。 ただし、設定が困難な場合、YYYY-MM又はYYYYも可とする。 ＜例＞財務諸表等規則の2006年4月25日版は、「2006-04-25」と設定する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>Chapter</u></td> <td>章</td> <td>該当する規則における「章」番号 ＜例＞財務諸表等規則の貸借対照表項目であれば、第二章であるため、「2」を設定する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>Article</u></td> <td>条</td> <td>該当する規則における「条」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「17」を設定する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>Paragraph</u></td> <td>項</td> <td>該当する規則における「項」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「1」を設定する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>Subparagraph</u></td> <td>号</td> <td>該当する規則における「号」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「2」を設定する。</td> </tr> </tbody> </table>	No	パート要素	設定値	説明	1	<u>Publisher</u>	規則の制定者	参照資料の発行元 ＜例＞財務諸表等規則は、「内閣府」	2	<u>Number</u>	号	設定機関（発行元の配下の機関）の名称及び「号」番号（設定機関の名称のみのケースあり） ＜例＞ ・「金融商品会計に関する実務指針」の場合、「会計制度委員会報告第14号」を設定する。 ・「金融商品会計に関するQ&A」の場合、「会計制度委員会」を設定する。	3	<u>Name</u>	規則名称	規則の名称 ＜例＞財務諸表等規則	4	<u>IssueDate</u>	公布日	該当する規則が公布された日付。フォーマットは、YYYY-MM-DD。 ただし、設定が困難な場合、YYYY-MM又はYYYYも可とする。 ＜例＞財務諸表等規則の2006年4月25日版は、「2006-04-25」と設定する。	5	<u>Chapter</u>	章	該当する規則における「章」番号 ＜例＞財務諸表等規則の貸借対照表項目であれば、第二章であるため、「2」を設定する。	6	<u>Article</u>	条	該当する規則における「条」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「17」を設定する。	7	<u>Paragraph</u>	項	該当する規則における「項」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「1」を設定する。	8	<u>Subparagraph</u>	号	該当する規則における「号」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「2」を設定する。
No	パート要素	設定値	説明																																		
1	<u>Publisher</u>	規則の制定者	参照資料の発行元 ＜例＞財務諸表等規則は、「内閣府」																																		
2	<u>Number</u>	号	設定機関（発行元の配下の機関）の名称及び「号」番号（設定機関の名称のみのケースあり） ＜例＞ ・「金融商品会計に関する実務指針」の場合、「会計制度委員会報告第14号」を設定する。 ・「金融商品会計に関するQ&A」の場合、「会計制度委員会」を設定する。																																		
3	<u>Name</u>	規則名称	規則の名称 ＜例＞財務諸表等規則																																		
4	<u>IssueDate</u>	公布日	該当する規則が公布された日付。フォーマットは、YYYY-MM-DD。 ただし、設定が困難な場合、YYYY-MM又はYYYYも可とする。 ＜例＞財務諸表等規則の2006年4月25日版は、「2006-04-25」と設定する。																																		
5	<u>Chapter</u>	章	該当する規則における「章」番号 ＜例＞財務諸表等規則の貸借対照表項目であれば、第二章であるため、「2」を設定する。																																		
6	<u>Article</u>	条	該当する規則における「条」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「17」を設定する。																																		
7	<u>Paragraph</u>	項	該当する規則における「項」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「1」を設定する。																																		
8	<u>Subparagraph</u>	号	該当する規則における「号」番号 ＜例＞財務諸表等規則の「受取手形」の場合、第十七条一項二号のため、「2」を設定する。																																		

新	旧			
<p>(2) 財務諸表本表タクソノミの業種を特定するための参照リンクの設定方法 (略)</p> <p style="text-align: center;">図表 3-2-3 業種を特定するためのパート要素</p> <p>(略)</p> <p><b>3-3-1 表示リンク</b></p> <p>(略)</p> <p>財務諸表本表タクソノミのうち、各様式で複数の表記方法について認められている場合は、その表記方法ごとに表示リンクを設定する<u>ことがある</u>（パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。）。</p> <p>＜例＞財務諸表等規則 第25条 第23条第1項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって掲記しなければならない。<u>ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。</u></p> <p>第26条 第23条第1項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。</p> <p>(略)</p>	9	Clause	(号の内訳)	<p>該当する規則における「号」番号に内訳がある場合のその番号 ＜例＞有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の「手数料の受入による収入」（キャッシュ・フロー計算書）の場合、第七十四条一項一号イ(1)のため、「イ」を設定する。</p>
	10	Subclause	(号の内訳の内訳)	<p>該当する規則における「号」番号の内訳に更に内訳がある場合のその番号 ＜例＞有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の「手数料の受入による収入」（キャッシュ・フロー計算書）の場合、第七十四条一項一号イ(1)のため、「1」を設定する。</p>
	11	Appendix	別表	<p>規則の付表又は「(注)」のように番号で表せない項目 ＜例＞鉄道事業の「鉄道事業営業利益」の場合、「別表第2第2号表」を設定する。</p>
	12	Example	設例	<p>該当する指針における「設例」番号 ＜例＞金融商品会計に関する実務指針の「金利スワップ」の場合、「設例24」を設定する。</p>
<p>(3) 財務諸表本表タクソノミの業種を特定するための参照リンクの設定方法 (略)</p> <p style="text-align: center;">図表 3-2-4 業種を特定するためのパート要素</p> <p>(略)</p> <p><b>3-3-1 表示リンク</b></p> <p>(略)</p> <p>財務諸表本表タクソノミのうち、各様式で複数の表記方法について認められている場合は、その表記方法ごとに表示リンクを設定する（パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。）。</p> <p>＜例＞財務諸表等規則 第20条 流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、次の各号に掲げる方法によることを妨げない。</p> <p>一 当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法</p> <p>二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法</p> <p>2 前項第二号の場合において、当該引当金は、当該各資産科目別に又は一括して注記しなければならない。</p> <p>(略)</p>	(3)	財務諸表本表タクソノミの業種を特定するための参照リンクの設定方法 (略)		<p>(3) 財務諸表本表タクソノミの業種を特定するための参照リンクの設定方法 (略)</p> <p style="text-align: center;">図表 3-2-4 業種を特定するためのパート要素</p> <p>(略)</p> <p><b>3-3-1 表示リンク</b></p> <p>(略)</p> <p>財務諸表本表タクソノミのうち、各様式で複数の表記方法について認められている場合は、その表記方法ごとに表示リンクを設定する（パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。）。</p> <p>＜例＞財務諸表等規則 第20条 流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、次の各号に掲げる方法によることを妨げない。</p> <p>一 当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法</p> <p>二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法</p> <p>2 前項第二号の場合において、当該引当金は、当該各資産科目別に又は一括して注記しなければならない。</p> <p>(略)</p>
	11	Appendix	別表	<p>規則の付表又は「(注)」のように番号で表せない項目 ＜例＞鉄道事業の「鉄道事業営業利益」の場合、「別表第2第2号表」を設定する。</p>
	12	Example	設例	<p>該当する指針における「設例」番号 ＜例＞金融商品会計に関する実務指針の「金利スワップ」の場合、「設例24」を設定する。</p>
	10	Subclause	(号の内訳の内訳)	<p>該当する規則における「号」番号の内訳に更に内訳がある場合のその番号 ＜例＞有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の「手数料の受入による収入」（キャッシュ・フロー計算書）の場合、第七十四条一項一号イ(1)のため、「1」を設定する。</p>

新	旧
<p><b>3-3-4 パターン別関係リンクベースファイル</b></p> <p>各財務諸表本表の一部の表示方法は、複数の選択肢があるため、財務諸表本表の表示方法やそれに伴う計算上の関係も複数存在する。<u>EDINET タクソノミにおいて複数選択肢に対応した表示リンク、計算リンク及び定義リンクを定義する場合は、それぞれの選択肢を部品化し、パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。</u>このパターン別関係リンクベースファイルは、日本基準の財務諸表本表のみを対象にしている。開示書類等提出者は、提出者別タクソノミを作成する際に、開示書類等提出者に適したパターンのリンクベースファイルが利用可能な場合、それを参考とし、表示リンク、計算リンク又は定義リンクを再構成（リキャスト）する。</p> <p><b>(略)</b></p> <p><b>3-3-7 連番軸</b></p> <p>一部の詳細ツリーにおいては、繰り返し記載される事項について、XBRL Dimensions 1.0 仕様の Explicit Dimension を用いた「<b>連番軸</b>」を利用する。この軸は番号に有意なメンバー設定をしないといけないと判断される箇所について用いられ、設定されるメンバーは拡張リンクロールをまたいで共通のタクソノミ要素を用いる。これによって、繰り返しの記載について EDINET タクソノミ全体で統一したメンバーで対応し、また、「<b>x件目</b>」を意味するコンテキストを報告書インスタンス全体で利用可能とすることで、コンテキスト設定の増加を抑止する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>3-3-4 パターン別関係リンクベースファイル</b></p> <p>各財務諸表本表の一部の表示方法は、複数の選択肢があるため、財務諸表本表の表示方法やそれに伴う計算上の関係も複数存在する。<u>その全てのパターンを網羅する拡張リンクロールを作成した場合、パターン数に比例してリンクベースファイルが肥大化する。</u>そのため、<u>複数選択肢がある部分については、表示リンク、計算リンク及び定義リンクを部品化し、パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。</u>このパターン別関係リンクベースファイルは、日本基準の財務諸表本表のみを対象にしている。開示書類等提出者は、提出者別タクソノミを作成する際に、開示書類等提出者に適したパターンのリンクベースファイルを参考とし、表示リンク、計算リンク又は定義リンクを再構成（リキャスト）する。</p> <p><b>(略)</b></p> <p><b>3-3-7 連番軸</b></p> <p>一部の詳細ツリーにおいては、<u>複数行にわたり</u>繰り返し記載される事項について、XBRL Dimensions 1.0 仕様の Explicit Dimension を用いた「<b>連番軸</b>」を利用する。この軸は行番号に有意なメンバー設定をしないといけないと判断される箇所について用いられ、設定されるメンバーは拡張リンクロールをまたいで共通のタクソノミ要素を用いる。これによって、<u>複数行の</u>繰り返しの記載について EDINET タクソノミ全体で統一したメンバーで対応し、また、「<b>x行目</b>」を意味するコンテキストを報告書インスタンス全体で利用可能とすることで、コンテキスト設定の増加を抑止する。</p> <p>(略)</p>